

○亀山市国民健康保険条例（平成１７年条例第９５号）

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第２条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- （１） 被保険者を代表する委員 ４人
- （２） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 ４人
- （３） 公益を代表する委員 ４人
- （４） 被用者保険等保険者を代表する委員 ３人